

阿賀野市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

阿賀野市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」）は、阿賀野市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう阿賀野市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・阿賀野市の森林は 7,328ha であり、うち民有林は 3,966ha となっている。
- ・民有林人工林 1,712ha において、所有者自らが管理する森林（公有林・経営計画対象森林等を除く森林。以下「私有林」）が 1,234ha あり、そのうち 1,025ha について間伐等の整備が必要な状態にある。（令和 2 年度時点）
- ・阿賀野市内では、森林組合及び山林組合により 5 団地（区域面積 354ha、うち人工林 188ha）の森林経営計画が策定されている。
- ・阿賀野市内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されており、近年は保田及び笹神勝屋団地において積極的な搬出間伐が実施されている。
- ・阿賀野市における森林は旧町村単位で安田、水原、笹神の 3 地区に分かれ、その地区は国道 290 号で連絡されている。
- ・阿賀野市土砂災害ハザードマップによれば、国道 290 号及び幹線市道沿線の各集落付近において土砂災害危険区域が存在している。
- ・阿賀野市では、これらを取り囲む森林の管理が、住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- ・阿賀野市では、森林経営計画の策定を通じた森林所有者（森林組合への長期施業委託を含む。以下同じ）による施業を促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めてゆく。
- ・別添図面のとおり整備が必要な私有林人工林について、意向調査による森林所有者の意見を聞きつつ、経営計画策定森林に近接する区域については森林組合による集約的な森林施業を促すとともに、居住区域に近接する里山等については林業経営体への再委託又は市による主体的整備の双方による経営管理方法を検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・ 過去 10 年以内に施業履歴がある森林
- ・ 森林経営計画樹立森林
 - 赤松山団地 (林班 301-8~9 :面積 A=73.48ha うち人工林 14.45ha)
 - 保田団地 (林班 301-9~11 :面積 A=75.55ha うち人工林 47.99ha)
 - 堀越団地 (林班 303-8~9、16 :面積 A=93.61ha うち人工林 47.05ha)
 - 笹神勝屋団地(林班 304-4~9 :面積 A=51.61ha うち人工林 42.75ha)
 - 笹神③団地 (林班 304-10~12 :面積 A=60.07ha うち人工林 36.14ha)
- ・ 公有林等 (市有林、生産森林組合有林等)
- ・ 団体有林
 - 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構
 - 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 - 公益財団法人 新潟県農林公社
- ・ 林地開発許可等により転用を伴う事業の用地となっている森林

イ 対象森林の絞り込み及び順位づけ

- ・ 上記経営森林を除外した私有林人工林を抽出する。
- ・ 道路及び河川等の地理的要因または大字界により地区を区分する。
- ・ 集約的な森林施業の促進及び意向調査結果の効果的な活用のため、経営計画策定森林に隣接する地区を最優先とする。
- ・ 森林が有する防災減災機能の発揮により居住区域の保全を図るため、集落に隣接する里山についても優先的に実施する。
- ・ 既設林道及び作業道を活用するため、国道 290 号東側を優先的に実施する。

ウ 対象森林への追加及び対象森林からの削除

- ・ 過去に施業履歴がある森林のうち新たに 10 年以上経過した森林について、森林簿にて確認された年度において対象森林に追加する。
- ・ 新たに森林経営計画が認定された森林または新たに林地開発の計画が許可された森林について、当該森林が存在する地区の意向調査時期を精査するとともに、森林簿にて転用が確認された年度において対象森林から削除する。

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積 : 1,024.61ha
- ・ 対象森林が有する材積 : 371,480 m³
- ・ 対象森林の位置 : 別紙図面のとおり
- ・ 対象森林に関わる筆数 (概数) : 4,618 筆

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別表1のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、市内在住者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、市内在住者にあつては直接回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・森林経営管理権の設定にあつては、対象となる森林を明確にするものとする。
- ・林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条第1項口に基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採等は、森林所有者の同意を得た上で森林経営管理権の設定に先んじて対応を可能とする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については、択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知等に要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施とする。
- ・森林環境譲与税は、森林経営管理制度の実施のほか、市内の森林整備の促進のため「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（阿賀野市）」に基づき使用される。

別表1 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

順位	地区	民有林面積	要整備面積	林班	図面番号
1	出湯	220.07ha	73.76ha	304-10~13	⑪
2	勝屋・湯沢	257.16ha	106.00ha	304-5~9	⑩
3	今板・村杉	273.96ha	99.55ha	304-14~19	⑫
4	都辺田	291.81ha	29.35ha	301-1~4	①
5	丸山	310.91ha	22.94ha	301-5~11	②
6	草水	88.99ha	39.14ha	301-18、20	⑥
7	小松	197.50ha	43.22ha	301-21~24	⑦
8	折居	267.30ha	114.59ha	304-1~4	⑨
9	次郎丸・羽黒	183.10ha	111.57ha	304-21、29~31	⑮
10	福永	113.13ha	51.89ha	301-12、16、17	④
11	籠田・羽多屋	129.13ha	12.40ha	301-13~15	③
12	笹岡・勝屋	125.92ha	91.47ha	304-6、21、22、28	⑭
13	六野瀬	56.71ha	30.40ha	301-18、19	⑤
14	女堂・上一分	248.74ha	98.72ha	304-23~27	⑬
15	山寺	307.21ha	45.31ha	304-20、32~39	⑯
16	里	627.00ha	12.75ha	303-1~17	⑧
17	大室	267.27ha	41.55ha	303-1~2、304-19、40~43	⑰

別表2 森林環境譲与税交付予定額

(千円)

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年~
交付額	4,058	8,622	8,622	11,158	11,158	13,694